



今月新しく入りました。

●一般の本

ボケたっていいじゃない (作＝関口祐加)
一路 (上・下) (作＝浅田次郎)
はだかんぼうたち (作＝江國香織)
聖なる怠け者の冒険 (作＝森見登美彦)
教場 (作＝長岡弘樹)

●子どもの本

ぼくはねんちょうさん (作＝サトシン)
ウリオ (作＝室井 滋)
かあさんはどこ? (作＝デュボワ)
お父さんのVサイン (作＝そうま こうへい)
くりちゃんのふしぎながつき (作＝はぎいわ むつみ)

中でもこの本がオススメです。

ブラックボックス

作＝篠田節子



食い詰めて就職した地元のサラダ工場
で、パートタイマーの栄美は外国人従業員
たちが次々に体調不良に見舞われるの
を見る。やがて、彼女自身も…。その頃、
最先端技術を誇るはずの野菜生産者・剛
のハイテク農場でも、想定外のトラブル
が頻発する。複雑な生態系下で迷走する
ハイテクノロジー。食と環境の崩壊連鎖
をあぶりだす大型長編サスペンス。

ホーキのララ

作＝沢木耕太郎



サラのお友だちはホーキのララ。あ
る時、サラは絵本の中で、ララとそっ
くりのホーキで空を飛んでいる魔法使
いの女の子を見ました。「飛ぶならお飛
び、飛ばなくてもお飛び。」という
空を飛びはじめるのです。サラは庭に
出ると、ララにまたがって同じ言葉を
言ってみました。でも、飛ぶどころか
動きもしません。サラはどうしても空
を飛びたいと思いました。そして…?



蒼穹の昴
作＝浅田次郎

西 暦1886年、極貧の少年李春児(リイチュンル)10歳は、紫禁城の帝に仕えるだろと予言を受ける。母妹の為に宦官となり、西太后に仕えます。義兄梁文秀(リャンウェンシウ)は科学から首席の進士となり、紫禁城の聡明な光緒帝に仕えます。日清戦争・義

和団事件と清国は衰退していき、憂国の士は日本の維新の様に政権交代を画策しますが、制圧されて滅びゆく清国に残る道を選び、文秀は新しい中国という夢のため日本へ亡命します。「民衆の幸福のための政治」壮大な歴史の虜になります。



吾輩は猫である
作＝夏目漱石

明 治時代に書かれた国民的大ベストセラーの小説の絵本で、明治大学文学部教授・齋藤孝の編集です。猫中の大王から名前を聞かれると「吾輩は猫である。名前はまだない」と答えます。尊敬されている教師は猫の主人です。愛すべき主人の日常

をなんと暴露しているのです。猫の居心地の良い場所は、朝は飯櫃の上、夜はこたつの上、そして昼は昼寝をしている主人の背中なのです。猫の眼で見た世界のおもしろさが、よく表現されています。日本語の奥深さを楽しんでほしい本です。

春の桜、夏の海、秋の紅葉、冬の雪…。美しい四季が体感できるのは日本人の特権。そんな私たちだからこそ、読みたくなる「旬」の本があります。シリーズ「旬の本だな」10月は「わたし」をテーマに2冊の本をご紹介します。(鞍手町文庫連絡会) 紹介者は加留部君子さん





ちょっと 疑問



年金特別徴収と確定申告医療費控除の2つの疑問
にお答えします。

Q 今年の6月に『平成25年度町民税・県民税税額決定通知書』が届き、第1期（6月）と第2期（8月）分は納付書で納付しました。残りの税額は10月から年金特別徴収（天引き）になると通知されています。手続きなど何もしていませんが…。

A 年金からの特別徴収となるのは、4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る町民税・県民税の納税義務がある方です。ご本人の希望による選択ができないことから、手続きは必要ありません。条件に該当すれば原則特別徴収となります。ただし、「介護保険料が年金から特別徴収されていない方」「徴収される町民税・県民税が対象となる年金の額を超える方」などは対象になりません。

Q 支給される公的年金額に変更があり、町県民税額が増額になりました。この場合も、引き続き年金特別徴収はできますか。

A 年度の途中で年金特別徴収税額が変更になった場合、その年度の特別徴収は中止され普通徴収に変更となります。鞍手町から転出あるいは亡くなった場合も普通徴収になります。

医療費控除の確定申告 !! 準備はお早めに

あなたや生計を一にする配偶者やその家族のために、平成25年1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費があるときは、計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。医療費控除とは支払った医療費が返ってくるものではありません。また対象とならない医療費もありますのでご注意ください。

- ◆申告の前には、領収書を病院ごとにまとめ、支払った金額を計算した医療費の明細を必ず準備してください。整理されていない場合は受け付けできませんので、ご協力ください。
- ◆インフルエンザなどの予防接種の費用や一般的な近視矯正用のメガネやコンタクトレンズなどは対象外です。領収証がない場合も受け付けできません。また、おむつ代について医療費控除を受ける場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」を一緒に提出してください。詳しいことは役場税務住民課税務班まで。